

共生ビジョン(案)に係るパブリックコメント手続の実施状況

1 パブリックコメント手続の実施について

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン(案)について、次のとおりパブリックコメント手続を実施した。

- (1) 募集期間 平成23年6月27日(月)～7月19日(火)
- (2) 意見を提出できる者
 - ① 圏域内に住所を有する者
 - ② 圏域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ③ 圏域内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は圏域内の学校に在学する者
- (3) 意見提出者の内訳

提出方法	個人	法人・団体	件数
直接持参	—	—	—
郵送	—	—	—
ファクシミリ	1人	—	1件
E-mail	3人	—	8件
合計	4人	—	9件

2 提出された意見要旨について

- 南海地震に対する徳島東部地域の連携が重要である。
- 地震や津波に対応した安心で安全な「新しい徳島」に相応しい居住区、産業区、商業施設や官公庁区の都市計画の抜本的見直しによる未来都市の創造に総力をあげて取り組んでいただきたい。
- 徳島市内に多くある河川等の土手を有効利用し、遊歩専用道として健康増進と生活習慣病予防を図ってはどうか。
- 徒歩による移動空間を意図的に配備し、運動の促進による健康維持を推進することで、「糖尿病日本一」から「健康日本一」を目指すべきである。

- 産業界と連携し、伝統技術の育成・語学・工作機械の設計開発・I C技術などに特化して、世界に通用する設備と講師陣を配備した世界ナンバーワン大学を創立することにより、企業にとって魅了ある徳島を創ってはどうか。
- 県と市町村が学校群・福利厚生施設・公立病院などをバランスのとれた配置とするとともに、健康保険の仕組みを共通にしてオンラインで病気治療、投薬情報などを各病院が共有するなど、効率と便利が揃った居住区にしていただきたい。
- 今回、共生ビジョンに提示された各案は同一自治体内部で相互に関連している事業がほとんどであり、それらを有機的に動かすための道具・手段としての情報システムは不可欠であることから、未参加の町も連携市町村に加わるよう検討をお願いします。
- 徳島県全域にわたって農地法を柔軟に適用することで、農家の高齢化対策や新規農業を志す人の就農を促すなど、今ある自然や農地を有効利用することで、農業県の創造に寄与できる道を探るべきである。
- 将来的に、原発やダムを撤去し、山紫水明の徳島の自然を取り戻すことで、関西を含む観光経済圏になれるはずだ。自然と融合した街づくりをすべきである。

3 提出された意見への回答（考え方）について

今後、関係市町村間で協議を行い、9月上旬にホームページを通じて、公表することとする。